

# 事業計画

## 1. 基本方針

少子・高齢化がますます進展するなかで、凶悪犯罪の低年齢化、精神犯罪の増加、家庭内における問題の深刻化など、私たちをとりまく社会情勢は刻々と変化し多様化しています。この複雑な社会を背景に国民が抱える福祉課題やニーズも多岐にわたり、社会福祉に対する意識も大きく様変わりしています。

葛城市社会福祉協議会では、「福祉のまちづくり」を念頭において、さまざまに変化し、高度化する市民のニーズを敏感に受け止め、孤立させず、地域が一体となって問題解決をめざせるように、地域福祉を推進する中核的な担い手として、積極的に取り組みます。

また、介護保険事業所、障害者総合支援事業所として、各種在宅福祉サービスを提供するにあたっては、利用される個々の方々が、もてる能力を発揮され、いつまでも尊厳をもって幸せに生きていくことができるよう、個別ニーズにあったケアを積み重ね、満足度の向上に努めるとともに、さらなる事業経営の安定を図ってまいります。

## 2. 事業計画

### ■一般会計

#### (1) 社会福祉協議会組織の強化

- ①組織の基盤をさらに固めるため、自主財源の確保及び会員の加入促進に努める。
- ②介護保険法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（障害者総合支援法）の認可事業所としての安定経営に努める。
- ③在宅福祉サービスの拡充やニーズの掘り起こしを行う。
- ④社会福祉協議会の本来の使命である住民の主体形成について、従来から実施している地域福祉サービス及び補助事業などを通じて推進する。

#### (2) 社協職員体制の整備

- ①各職域における適正な職員配置に努めるとともに、職員の研修等により資質の向上を図る。
  - ◇有資格者及び専門性をもった職員の確保・育成
  - ◇事業部門ごとに責任を持った予算・実績管理を行う体制の確立
  - ◇利用者名簿の管理徹底等、個人情報保護法に基づく個人情報の保管及び使用方法の徹底
  - ◇社会福祉協議会職員として、常にコンプライアンス意識の周知徹底を図るとともに、社会性、地域福祉の推進を担う知識や技術力を高めるため、研修会への参加促進

#### (3) 各種事業の推進

- ①社協自主事業の実施
  - ◇法人運営事業
  - ◇福祉活動事業
- ②受託事業の実施
  - ◇福祉総合ステーション管理運営事業
  - ◇いきいきヘルスの集い事業
  - ◇ひとり暮らし高齢者配食サービス事業
  - ◇水中運動教室事業
  - ◇運動指導教室事業
  - ◇認知症予防教室事業
  - ◇家族介護交流会事業
  - ◇家族介護教室事業

- ◇生活福祉資金貸付事業
- ③介護保険事業の実施
  - ◇居宅介護支援事業
  - ◇訪問介護（予防訪問介護）事業
  - ◇通所介護（予防通所介護）事業
- ④相談支援事業の推進
- ⑤障害者総合支援事業の推進
  - ◇居宅介護等事業
  - ◇就労継続支援B型事業
  - ◇生活介護事業
- ⑥児童福祉事業の推進
  - ◇放課後等デイサービス事業
- ⑦基金及び積立金の運営
  - ◇福祉基金運営事業
  - ◇介護事業所特定預金積立金運営事業
  - ◇退職基金運営事業
- (4) 指定管理事業の実施
  - ①福祉総合ステーションの運営
 

これまで培ってきた運営のノウハウと事業経営の透明性を基本に、円滑かつ適正に管理運営し、集客促進を図ることにより葛城市の活性化に寄与する。
- (5) ボランティア活動の振興
  - ①ボランティア講座等を開催し、ボランティア活動の存在意義や必要性などを共に学び、ボランティア活動の啓発と増強、参加の拡大を図る。
  - ②既登録者の研鑽と活動推進に努めるとともに、各種ボランティア情報の提供を行う。
- (6) 地域福祉活動の推進
  - ①住民による支え合い助け合いのあるまちづくりを支援し、ふれあい・いきいきサロンの普及を図る。
- (7) 相談・援助事業の実施
 

生活に困ったとき、援助活動に関する相談事業として、民生児童委員協議会並びに各種専門機関との連携を密に、速やかな解決を図る手段として心配ごと等の相談所事業の充実を図る。

  - ① 生活福祉資金の貸付
  - ② 地域福祉権利擁護事業の生活支援員の派遣
  - ③ 相談窓口の充実
    - ◇心配ごと相談所の開設
- (8) 介護保険制度での事業者としての取り組み
 

介護保険の事業者として、これまで培ってきた「社協らしさ」や「地域福祉のノウハウ」を活かし、地域住民のための介護保険サービスを推進する。

  - ①居宅介護支援事業者としての事業推進
 

居宅サービス計画の作成のほか、要介護認定の訪問調査の受託など、介護保険制度の下で在宅の要介護者を支える中核的な機関としてサービスの充実に努める。
  - ②居宅サービス事業者としての事業推進
 

利用者のニーズを見極め、「訪問介護（予防訪問介護）サービス」、「通所介護（予防通所介護）サービス」を提供する。
  - ③要支援者の介護予防ケアマネジメントを地域包括支援センターより受託し、利用者の自立に向けた目標指向型プランの作成に努める。

(9) 訪問介護事業の推進

①訪問介護（予防訪問介護）事業の推進

「居宅サービス事業者」として、住民のニーズに即応できるホームヘルプサービスの充実に努める。また介護予防訪問介護を実施する。

◇保健・医療・福祉関係者との連携を図り、サービスの向上を図る

◇ケアプランに基づいたホームヘルパーの派遣

◇ホームヘルプサービス内容の充実

(10) 通所介護事業の推進

①通所介護（予防通所介護）事業の推進

「居宅サービス事業者」として通所介護及び介護予防通所介護を実施し、事業の充実に努める。

◇保健・医療・福祉関係者との連携を図り、サービスの向上を図る

◇個々の能力に応じた機能回復訓練とレクリエーション、食事及び入浴提供

②事業所として安定経営を図るため、利用者の増加を図る。

(11) 障害者（児）に対する事業者としての取り組み

①障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律における取り組み

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に基づき、地域社会における共生の実現に向けて日常生活及び社会生活を総合的に支援する。

②児童福祉法における取り組み

児童福祉法に基づき、学齢期における障害児の支援の充実に努める。

(12) 相談支援事業の推進

障害者（児）等からの相談に応じて必要な情報の提供、助言等を行う。

(13) 居宅介護等事業の推進

①移動支援事業の推進

障害者の外出支援のための事業を推進する。

②居宅介護事業

居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行う。

③重度訪問介護事業

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行う。

④同行援護事業

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行う。

⑤行動援護事業

障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行う。

(14) 就労継続支援B型事業及び生活介護事業の推進

①就労継続支援B型事業

利用者が自立した日常生活または社会生活が営むことができるよう、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の便宜を適切かつ効果的に行う。

②生活介護事業

利用者が自立した日常生活または社会生活が営むことができるよう、常時介護を要する利用者に対して、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行う。

③日中一時支援事業の推進

日常的に介護している家族の一時的な休息を確保するため、障がいのある人の日中における活動の場を確保・提供し、日常的な訓練を実施する。

(15) 放課後等デイサービス事業の推進

障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行う。